

令和4年（行ウ）第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

(処分行政庁 沖縄県教育委員会)

訴えの追加的変更申立書

2023（令和5）年1月27日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 三宅 俊 司

同 三宅 千 晶

上記当事者間の御庁表号事件の請求の趣旨について、原告は、以下の「追加的変更後の請求の趣旨」・5項記載の請求を追加する。

追加的変更後の請求の趣旨

- 1 沖縄県教育委員会が原告に対し令和3年11月2日付けで行った公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録1の公文書欄記載の各公文書について、同目録の不開示部分欄記載の箇所を不開示とする部分を取り消す
- 2 沖縄県教育委員会が原告に対し令和3年11月4日付けで行った公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録2の公文書欄記載の各公文書について、同目録

- の不開示部分欄記載の箇所を不開示とする部分を取り消す
- 3 沖縄県教育委員会が原告に対し令和4年10月26日付けで行った公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録3公文書欄記載の公文書について、同目録の不開示部分欄記載の箇所を不開示とする部分を取り消す
 - 4 沖縄県教育委員会は、第1項ないし第3項の不開示とした部分を開示するとの決定をせよ
 - 5 被告は原告に対し、金110万円及びこれに対する本訴えの追加的変更申立書送達の日から翌日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 6 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに請求の趣旨5について仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因の追加

第1 はじめに

訴訟提起後、被告から提出された答弁書及び被告各準備書面によって、本件各不開示処分の根拠法条が本件条例7条7号ウのみであることや、本件各処分の具体的な理由が明らかとなった。

また、沖縄県教育委員会による令和4年10月26日付け本件変更決定に基づき、本件移管台帳のうち、当初不開示とされていた部分が一部開示された。

このような被告及び沖縄県教育委員会の行為を受けて、原告は、行政事件訴訟法19条1項前段に基づき、上記追加的変更後の請求の趣旨5記載の通り、本件各処分について、国賠法1条1項に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めらるることとした。

第2 当事者能力及び原告適格

原告の当事者能力及び原告適格については、2022年1月25日付訴状6・7頁及び2022年8月10日付原告第1準備書面5・6頁記載の通りである。

第3 本件処分(1)は違法であり、故意・過失も認められること

1 本訴えの追加的変更申立書における主張について

本件処分(1)の違法性については、これまで訴状及び原告各準備書面において述べているので、本訴えの追加的変更申立書においては、

- ・ 本件処分(1)は、本件条例の要件を充足しないにも関わらず、原告や県民が有する憲法上ないし本件条例上の権利を行使するのを妨げる目的でなされたものであるから、違憲違法でありかつ故意ないし過失がある
- ・ 少なくとも令和4年10月26日付け本件変更決定によって開示された部分については本件条例の要件を充足しないにも関わらずなされたものであって、当初から開示すべきであったのであるから、本件処分(1)はその点において違法でありかつ過失がある

ことを述べる。

2 本件処分(1)及び本件変更決定について

本件処分(1)によって、本件移管台帳のうち、次の部分が不開示とされた。

- ① 標目欄（「番号」「頭蓋骨標示」「性別」と記載されている部分）
- ② 本件琉球人遺骨に付された番号（「1」ないし「63」と記載されている部分）
- ③ 本件琉球人遺骨の収集場所
- ④ 本件琉球人遺骨の性別

処分行政庁は、これら①ないし④の本件不開示部分(1)は、いずれも本件条例7

条7号に該当するとの理由を述べていた(甲5〔公文書部分開示決定通知書〕)。

ところがその後、処分行政庁は、令和4年10月26日付けで本件変更決定を行い(甲24〔公文書部分開示決定通知書〕)、本件不開示部分(1)のうち、上記①、②及び④を新たに開示した(以下「本件開示部分」という。甲24、甲25〔本件変更決定に基づき開示された本件移管台帳〕)。

3 原告が有する権利について

原告は、憲法21条及び本件条例に基づく「知る権利」を有するとともに、本件条例に基づく及び「公文書の開示を請求する権利」を有している(甲29〔沖縄県・情報公開事務の手引き〕・3頁)。

また、原告は、「請願権」(憲法16条)、「裁判を受ける権利」(憲法32条)、宗教上の儀式、行事として、遺骨そのものを「骨神」として崇拝の対象とし、遺骨を拝む権利(憲法20条1項前段)を有している。

4 本件処分(1)は違法であり、故意又は少なくとも過失が認められる

(1) 「返還請求されるおそれ」による不開示は違憲違法であり、故意が認められること

ア 被告は、本件処分(1)の理由について、「原告の共同代表者らが百按司墓から収集された人骨を特定できれば、被告は、原告の共同代表者らから人骨の返還を求められることが予想される」ところ、「本件不開示部分(1)に記載されている頭蓋骨の採集場所が公になれば、本件人骨のうち移管台帳に採集場所を『運天』等と記載された人骨が特定される」から「被告に対しても本件人骨の一部の返還請求訴訟を提起される可能性が十分にある」として、本件不開示部分(1)の不開示は、本件条例7条7号ウの要件を充足すると主張する(被告準備書面(2)・2頁ないし3頁)。

すなわち被告は、原告が本件琉球人遺骨の返還を求めて訴訟を提起する場合には、本件不開示部分(1)記載の情報が必要であることや、本件不開示部分(1)を開示しないことによって、原告が裁判を受ける権利を行使できなくなることを十分認識した上で、原告の訴訟提起を妨げる目的で、本件不開示部分(1)を不開示としたのである。

このような理由に基づく本件処分(1)は、本件条例7条7号ウの要件を充足しないのになされた違法なものであって、原告の公文書の開示を請求する権利や知る権利を侵害する上、さらには原告の裁判を受ける権利をも侵害する違憲違法なものであることもまた明らかである。

イ そして、被告が自ら主張するように、沖縄県教育委員会は、本件処分(1)が原告の裁判を受ける権利の行使を妨げることを十分認識していたにも関わらず、あえて本件処分(1)を行ったものであるから、故意が認められることもまた、明らかである。

仮に故意が認められないとしても、公務員の行為には憲法適合性が求められる以上、本件処分(1)は職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行われたものであることは明らかであるから、少なくとも過失が認められる。

(2) 「要望等が増えるおそれ」による不開示は違憲違法であるとともに、故意・過失が認められること

ア 被告はさらに、本件処分(1)の理由について、「本件不開示部分(1)に記載されている頭蓋骨の採集場所を公にすれば、百按司墓以外の場所で収集された人骨も注目される可能性が高い」から、本件不開示部分(1)を明らかにすると、「百按司墓以外の収集場所の人骨の利害関係者からの要望等が増えるおそれがある」上、原告ら「百按司墓から収集された人骨の利害関係者からの要望等も現状より増える」として、本件不開示部分(1)の不開示は、本件条例7条7号ウの要件を充足すると主張する（被告準備書面(2)・3頁ないし4頁）。

すなわち被告は、原告以外の本件琉球人遺骨に利害関係を有する者らが県に対して請願権を行使するには、本件不開示部分(1)記載の情報が必要であることを知りながら、かかる権利の行使を妨げる目的で、本件不開示部分(1)を不開示としたのである。

このような理由に基づく本件処分(1)は、本件条例7条7号ウの要件を充足しないのになされた違法なものであって、原告の公文書の開示を請求する権利や知る権利を侵害する上、さらには原告の請願権をも侵害する違憲違法なものであることもまた明らかである。

イ そして、被告が自ら主張するように、沖縄県教育委員会は、本件処分(1)が原告の裁判を受ける権利の行使を妨げることを十分認識していたにも関わらず、あえて本件処分(1)を行ったものであるから、故意が認められることもまた、明らかである。

仮に故意が認められないとしても、公務員の行為には憲法適合性が求められる以上、本件処分(1)は職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行われたものであることは明らかであるから、少なくとも過失が認められる。

(3) 理由提示不備が違法であるとともに、故意・過失が認められること

ア 本件処分(1)にかかる理由提示が本件条例14条1項及び行政手続法8条に反する違法なものであることについては、訴状13頁及び14頁において述べた通りであるが、本件公文書開示決定通知書には、本件条例7条7号のアないしオのいずれに該当するかが明示されておらず、記載された理由も単なる条文の引き写しであった。

このような記載から本件処分(1)について適用される本件条例の規定及び当該規定を適用する根拠ならびに各不開示部分と本件条例の適用関係について理解することなどできないことは明らかであるから、本件処分(1)の理由提示不備は違法である。

イ そして、このような理由提示が、本件処分(1)は職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行われたものであることは明らかであるから、少なくとも過失が認められる。

なお、理由提示の不備は、処分の後から具体的に明らかにされたとしても、瑕疵が治癒されるものではない（最判昭和47年12月5日・民集26巻10号1795頁、最判平成4年12月10日判決・集民第166号773頁）以上、本件処分(1)における理由提示の不備はなおも違法である。

(4) 小括

以上より、処分行政庁が主張する本件処分(1)の理由はいずれも本件条例7条7号ウの要件に該当しないばかりか、あえて原告の権利を侵害する目的でなされたものであるから、本件処分(1)の理由提示不備は違憲違法であって、故意または少なくとも過失が認められる。

5 少なくとも本件開示部分を不開示とした本件処分(1)は違法であるとともに、故意・過失が認められること

(1) 本件開示部分の開示についての被告の主張

処分行政庁は、令和4年10月26日付けでなした本件変更決定において、本件開示部分を開示した理由について、「争点整理のため」（被告・準備書面(3)・2頁）に任意に開示したと主張する。

しかしながら、以下述べるように、本件条例に基づき「任意」に情報を開示することはできない。

(2) 本件条例に基づく「任意」開示は行い得ないこと

まず、本件条例は、公文書の原則開示を明確に定め、例外的に、私人の権利利益の保護や公益の保護のために必要な場合に不開示にすべき情報として7類型を限定列挙し（本件条例7条）、これらの不開示情報が記載されている場合を除

き、当該行政文書は開示されなければならないと定め、他方、不開示情報にあたる場合にも、公益上の裁量的開示が例外的に認められる規定を置いている（本件条例9条）。

このような本件条例の規定に照らせば、公文書については、原則として開示が義務付けてられているだけではなく、不開示事由に該当する情報は、公益上の裁量的開示に当たる例外を除いて、「任意に」開示することは許されていないと解される。なお、国の情報公開法については、このような解釈が一般的である。

現に、「情報公開の手引き」・4頁でも、公文書開示制度と情報提供は、「任意に」行い得るものかどうかという点で、次のように明確に区別されている（甲29）。

「公文書開示制度は、開示請求者が開示請求すれば、原則としてすべての情報を義務的に開示する制度であり、県が保有している公文書をそのまま開示するものである。」

一方、「情報提供は、県が必要と認めた情報を県民に対し、任意に自主的に提供するものであり、生の情報をそのまま開示することに比べ、整理したり、説明を加えたりして多くの人に理解しやすい形で提供するものである。」

このように、公文書開示制度と情報提供とは、県の保有する情報を核として、それぞれ独自の機能を分担しながら互いに補完しあっているのであり、一体となって公正で開かれた県政の推進に資するものである。」

このように、開示が原則とされる情報と、限定列举に該当し開示できない不開示情報の間には、法7条が定める例外を除き、「不開示情報だが裁量的に開示してよい」とされる隙間は存在しない。

したがって、処分行政庁が本件部分開示決定により行った本件開示部分の新

たな開示は、本件処分(1)以降に不開示事由がなくなったという事情があれば格別、本来あるはずのないことである。

(3) 小括

以上より、本件開示部分については、本件処分(1)を行った時点において本件条例7条7号ウ該当性がなかったことは明らかであって、本件開示部分を不開示とした本件処分(1)は違法である。

そして、処分行政庁は、本件処分(1)を行うに際して、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件条例7条7号ウの解釈を誤って本件開示部分を不開示としたものであるから、少なくとも過失が認められる。

第4 本件処分(2)は違法であり、故意・過失も認められること

1 本件処分(2)によって不開示とされた情報

本件処分(2)により、①令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書のうち、「研究機関等調査先」、②令和3年度歳出予算事業別概算見積書のうち、「都道府県名」が記載された部分が不開示とされた。

2 本件処分(2)は、本件条例7条7号ウの要件に該当しないにも関わらずなされたものであって違法であり、少なくとも過失が認められること

本件処分(2)が違法であることは、訴状、原告第1準備書面及び第2準備書面において述べた通りであるところ、処分行政庁は、本件処分(2)を行うに際して、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件条例7条7号ウの解釈を誤って本件不開示部分を不開示としたものであるから、少なくとも過失が認められる。

3 理由提示不備が違法であって、少なくとも理由不備に過失が認められること

さらに、本件処分(2)にかかる理由提示が本件条例14条1項及び行政手続法8条に反する違法なものであることについては、訴状13頁及び14頁において述べた通りであるが、本件公文書開示決定通知書には、本件条例7条7号のAないしオのいずれに該当するかが明示されておらず、記載された理由も単なる条文の引き写しであった。

このような記載から本件処分(2)について適用される本件条例の規定及び当該規定を適用する根拠ならびに各不開示部分と本件条例の適用関係について理解すること等できないことは明らかである。

そして、上述の通り、理由提示の不備は、処分の後から具体的に明らかにされたとしても瑕疵が治癒されるものではないのであるから、本件処分(2)における理由提示の不備は、なおも違法であって、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然となされたものであるから、少なくとも過失が認められる。

第5 損害及び因果関係

原告は、本件各処分に係る違憲違法な不開示処分により、取消訴訟を提起せざるを得ず、また理由なく文書の開示請求を妨げられた。これによって生じた原告の無形の損害は、金銭に換算すると100万円を下らない。

さらに、同損害賠償請求のために原告が要した弁護士費用のうち、10万円は被告の行為と相当因果関係のある損害である。

したがって、原告は被告に対し、国家賠償法に基づく損害賠償請求権として、合計金110万円の支払いを求める権利を有する。

なお、本件変更決定により、本件処分(1)に係る本件不開示部分(1)のうち、本件開示部分については新たに開示されているが、原告は、当該部分を含む訴訟の提起を余儀なくされ、開示によって損害が治癒されたということとはできない。

第6 結論

よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、110万円およびこれに対する本訴えの変更申立書送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求め、訴えの変更を申し立てる。

以 上

(別紙)

略語：定義

本件処分(1)：令和3年11月2日付でなされた、本件確認・移管検収書及び添付1
本件移管台帳についての一部不開示決定をいう。

本件処分(2)：令和3年11月4日付でなされた、令和3年度予算に関する文書につ
いての一部不開示決定をいう。

本件変更決定：令和4年10月26日付でなされた、本件処分(1)についての変更決
定をいう。

本件各処分：本件処分(1)と本件処分(2)をいう。

本件不開示部分(1)：訴状別紙不開示目録1記載の、本件確認・移管検収書及び添付
1本件移管台帳についての一部不開示決定によって不開示とされた、
本件琉球人遺骨の収集場所等が記載された部分。

本件不開示部分(2)－1：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度当初予算・事業
別及び細事業別概要説明書のうち、不開示とされた「研究機関等調査
先」が記載された部分。

本件不開示部分(2)－2：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度歳出予算事業別
概算見積書のうち、不開示とされた「都道府県名」が記載された部分。

本件不開示部分(2)－3：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度歳出予算事業別
概算見積書のうち、不開示とされた「都道府県名」が記載された部分。

本件開示部分：令和4年10月26日付でなされた本件処分(1)についての変更決定
によって新たに開示された、添付1移管台帳の各標目欄（「番号」「頭
蓋骨標示」「性別」と記載されている部分）、番号欄の「1」ないし「6
3」と記載されている部分、性別欄の性別を示す記号が記載されてい
る部分。

本件琉球人遺骨：国立台湾大学医学院から沖縄県に移管されたものであって、本件

移管台帳に記載されている遺骨（被告書面においては主に「人骨」と表現されているもの）。

本件移管台帳：国立台湾大学医学院が作成した、沖縄人骨確認・移管検収書の添付
1 移管台帳（甲8）。

京大訴訟判決：京都地裁令和4年4月21日判決・LEX/DB25572154をいう。

本件条例：沖縄県情報公開条例をいう。

訴外金関氏：京都帝国大学の人類学助教授であった金関丈夫（かなせきたけお）をいう。同人は、琉球人の人類学的研究のために「琉球人の人骨標本」を作成する目的で、1928年（昭和2年）から1929年（昭和3年）にかけて、沖縄県今帰仁村運天に所在する風葬墓「百按司墓」から遺骨を盗掘した。本件琉球人遺骨は、その後金関が医学部解剖学教室教授を務めた台北帝国大学（現国立台湾大学、1936年～49年まで勤務）において保管されていた遺骨である。

訴外土肥氏：琉球大学医学部元准教授であった土肥直美氏をいう。同人は、1997年、処分行政庁とともに台湾大学を訪れた後、台湾大学医学院解剖学科を中心として行われた人骨資料再生のためのプロジェクトに参加し、台湾大学医学院に保管された遺骨に関する記録の確認や台帳づくりに関与し、2000年8月の国立台湾大学医学院体質人類学研究室の開設に寄与している。その後、2005年から2007年にかけて、台湾大学医学院解剖学科体質人類学研究室の研究者や日本の研究者とともに「台湾大学医学院収集人骨の人類学的総合研究」を行っている。

以上